

○大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則

平成21年 7 月 27 日規則第19号

大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例（平成21年条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(大規模太陽光発電設備)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する大規模太陽光発電設備と同時に設置する付属装置等とは、専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

2 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の大規模太陽光発電設備とする。

(1) 既に設置した大規模太陽光発電設備を移設した大規模太陽光発電設備

(2) 既に使用した太陽光発電の設備、付属装置等を利用して設置した大規模太陽光発電設備

(不均一課税の申請等)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定による不均一課税の申請は、不均一課税を受けようとする年度の初日の属する年の 1 月末日までに大牟田市大規模太陽光発電設備不均一課税申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付して行わなければならない。

2 市長は、不均一課税を決定したときは、大牟田市大規模太陽光発電設備不均一課税決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした対象事業者に通知する。

(対象事業者の地位の承継の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定によりその地位を他の事業者に承継しようとする対象事業者は、大牟田市大規模太陽光発電設備の対象事業者地位承継承認申請書（様式第 3 号）に関係書類を添付して市長に申請しなければならない。

(不均一課税の決定の取消し)

第 6 条 市長は、条例第 6 条の規定により不均一課税の決定の取消しを行ったときは、大牟田市大規模太陽光発電設備の不均一課税の決定取消通知書（様式第 4 号）により決定事業者に通知する。

(大規模太陽光発電設備の適正管理)

第7条 決定事業者は、大規模太陽光発電設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、条例第1条の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）